

湖南省防災会議運営規程（案）の制定について

本規程（案）は、湖南省防災会議の運営に必要な招集、専決、公印に関する規定を定めるものです。

第4条、専決規定中の「軽微な事項」は、湖南省の内部組織の改編、公共施設の新設、統廃合に合わせた地域防災計画および各種マニュアルの修正のほか、地域から随時提案される地区防災計画（素案）の審査、地域防災計画への位置づけを想定しています。

また、今まで防災会議会長の公印が無いため、市長印で代替しておりましたが、適切な運用ではないため、防災会議会長の公印を整備することを目的として、そのひな形を第5条で定めます。

湖南省防災会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この訓令は、湖南省防災会議条例（平成16年湖南省条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務代理者）

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とし、副市長に事故のある場合は、総合政策部長の職にある委員とする。

（会議）

第3条 防災会議の招集は、会長の委員に対する通知により、これを行う。

2 前項の通知には、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

3 防災会議の議長は、会長をもって充てる。

4 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専決）

第4条 防災会議の権限に属する事務のうち、地域防災計画の軽微な変更については、会長において、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

（公印）

第5条 会長の公印の名称、字体及び寸法は別表第1のとおりとし、そのひな型は別表第2のとおりとする。

（庶務）

第6条 防災会議の庶務は、防災に関する事務を所管する課において処理する。

（その他）

第7条 この訓令に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

公印の名称、字体及び寸法

公印の名称	字体	寸法
湖南省防災会議会長之印	てん書	21ミリメートル平方

別表第2（第5条関係）

公印のひな型

